

○青森県水道法施行条例

平成二十三年十二月十六日

青森県条例第五十二号

改正 平成三一年三月二二日条例第二〇号

青森県水道法施行条例をここに公布する。

青森県水道法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、水道法（昭和三十二年法律第七十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(専用水道の水道技術管理者の資格)

第三条 法第三十四条第一項において準用する法第十九条第三項に規定する県の設置する専用水道の水道技術管理者に係る条例で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 二 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 五 第一号、第三号及び前号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、

医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、第三号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については六年以上、前号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

七 規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2 一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、前項第一号中「二年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第二号中「三年以上」とあるのは「一年六箇月以上」と、同項第三号中「五年以上」とあるのは「二年六箇月以上」と、同項第四号中「七年以上」とあるのは「三年六箇月以上」と、同項第五号中「四年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同項第六号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とする。

(平三一条例二〇・一部改正)

(施行事項)

第四条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年条例第二〇号)

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。